

## 「生成A Iと知財をめぐる懸念・リスクへの対応等について」の意見

### 1 生成A Iと著作権の関係について、どのように考えるか。

#### (1) 総論的意見

生成A Iの開発・利用は、創造のサイクルとの調和の取れたものであれば、クリエイターにとっても、文化の発展にとっても有益なものになり得ると考えています。

しかし、著作権との関係について、学習の局面と生成・利用の局面とに二分した上で、前者（学習の局面）においては著作物の表現の享受がないから基本的に問題がなく、後者（生成・利用の局面）においては依拠性・類似性の認められるものを著作権侵害に問うことができれば問題がない、と整理する考え方には、賛同いたしかねます。

[参考]

C I S A C（著作権協会国際連合）<sup>1</sup>の専門部会においても、TDM（Text and Data Mining）は以下の点でクリエイターにとって有害であると指摘されています。

- ① クリエイターが適切な報酬を得ることなく、その著作物が商業的に利用される可能性がある。
- ② TDMによって学習した生成A Iは、人間（クリエイター）よりもはるかに早く低コストで生成物を出力することができ、これにより競合する市場が生まれる。クリエイターの著作物のおかげで学習をした生成A Iが、その後、クリエイターの生計を著しく害することとなる可能性がある。
- ③ 既存著作物の著作権を侵害する生成物の出力につながる可能性がある。

#### (2) 各論的意見

権利者の不安を著作権法のみによって解消することはできないものの、不安軽減のための方策の一環として、以下の4点について御検討いただきたいと考えています。

---

<sup>1</sup> 世界各国の音楽、映像、演劇、文芸及び視聴覚芸術の著作権管理団体によって構成（2023年7月現在、116の国・地域の225団体が加盟）

- ① 学習の局面における権利者の選択の機会の確保
- ② 何を学習したかについての透明性の確保
- ③ 依拠性に関する立証負担の軽減
- ④ 著作物でない生成物について著作者を詐称した者に対する罰則

## 2 生成A Iに係る知的財産権のリスク回避等の観点から、技術による対応について、どのように考えるか。

技術による対応によって権利者の不安や不利益が解消されることは望ましいと考えており、特に、透明性の確保に資する技術やA I生成物であることを識別可能にする技術については、実用化を期待しております。

しかし、どのような優れた技術であっても、それを無効化する技術が早晩登場するであろうことを想定すると、技術による対応には限界があると考えております。また、法的な担保のない状況では、実効性を高めることが難しいと考えます。

さらに、音楽著作物の場合は、コンテンツデータを流通させる主体がクリエイター自身（又はクリエイターと直接的に契約関係にある者）ではないことが少なくないため、仮に実効性のある技術が普及し、クリエイターがそれを活用する意思を有していたとしても、自らの著作物（のコンテンツデータ）を流通させる他者に対して漏れなくその技術の活用を義務付ける現実的な手段がなく、その点でも限界があると思われまます。

したがって、技術による対応の検討だけでなく、法的な面における対応の検討（上記1(2)など）が必要であると考えています。

## 3 生成A Iに関し、クリエイター等への収益還元の在り方について、どのように考えるか。

学習用データの有償提供による収益還元が例示されていますが、個々の作詞者・作曲者がコンテンツデータを有償提供する契約を各自で生成A I開発事業者と締結することは難しいと思われまます。また、音楽ビジネスの現場で仕事をしているクリエイターは音源の権利（「レコード製作者」の権利）を自ら保有しているわけではないため、素材ストックサービスに自らの楽曲のコンテンツデータを登録して生成A I開発事業者への有償提供に供することも難しいと思われまます。

著作権が制限されていることを前提にした事実上の収益還元方策として、音楽著作物のクリエイターにとって現実的なものを想定することは困難です。

したがって、事実上の収益還元の検討だけでなく、法的な面における対応の検討（上記1(2)など）が必要であると考えています。